

委員会議案第 2 号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)7 月 1 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 長 崎 任 男

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和 42 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書」を「文書等」に改める。

第 15 条の 2 第 1 項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延」に改める。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会または委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第 25 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 30 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第28条の改正規定ならびに第30条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定および同項を同条第2項とし、同条に1項を加える改正規定は、議長が定める日から施行する。